

- (7) (1) 項に規定の犯罪により損失を被った各人は、犯罪行為者に対し民事的な損害賠償請求が可能である。
- (8) (7) 項に規定の民事的な損害賠償請求は、法令の規定に基づき実施する。

民事処分は、ルール違反（不法行為）を犯した当事者にどのような種類の処分が適用されるかを記載する必要はない。民事処分は、地方政府が原告又は被告となる場合を含め、裁判所への訴訟の仕組みを通じて紛争当事者に委ねられる。

一般的に、民事処分は損害賠償の適用の形で実施される。複数のケースにおいて、後見人の権利/親権の取り消し、恩赦の権利、破産表明等、裁判所はその他の民事処分の適用が可能である。

III.C. 刑事規定

問 185

刑事規定は条例に記載可能か？

答:

刑事規定は州条例又は県/市条例の中で記載が可能である。この場合、ある者に対する刑事罰の適用は人権の制限又は低減であることを考慮する。つまり規則に刑事罰を記載する場合には住民の代表（地方議会）の承認が必要である。その制定に地方議会を関与させる法令とは条例である。

問 186

刑事処分を適用する規範違反をどのように定めたらよいか？

答:

条例内の規範違反の刑事罰の適用可能性は最終手段の原則に留意が必要である。最終手段とは他の処分では行為者に抑止効果とならない場合に刑事罰が利用可能という意味である¹¹⁶。条例における刑事罰の規定は行政処分や民事処分がもはや採れない場合の最後の処分として適用する。

¹¹⁶ スディクノ・ムルトクスモ、「導入としての法的発見」（ジャカルタ、リベルティー、2009年）128ページ

これは、長い刑法手続きの中で被害者も犯罪行為者も正義を得ることができ、法的確実性を与えられるようにすることを目的としている。最終手段の原則において、刑事罰の適用は適した人になされうるようという目的要素も含んでいる。なぜなら犯罪行為者にも正義を得る権利、生きる権利及び自らを正す権利等の人権があるからである。人権があることで最終的には法の執行における最終手段の原則がうまれるのである。最終手段の適用は、被害者であれ、行為者であれ、広く社会的な利害であれ、全ての者に有益となりうる取り組み（妥協案）として意味づけなければならない。

基本的に成文化されたものであれ成文化されていないものであれ（日本語訳注：原文は成文化されたもの、が2回続いている）複数の法的処分が存在する：

法的処分の種類は下記から構成することができる：

- a. 道徳的処分
- b. 民事処分
- c. 行政処分、及び
- d. 刑事罰

刑事罰の適用は最終手段であり、まずは道徳的処分、続いて民事、純粹な行政処分、そして純粹ではない行政処分と階層的なフィルタリングを行っている。行政処分では抑止力が足りない場合に刑事規定（犯罪化）を用いる。

行政処分の後に刑事罰を科すのも階層的に行う。条例制定者はまず違法性について検討する必要がある。下記の通り2つの種類の違法性が存在する：

- a. 形式的違法性は禁じられた行為に重点を置いたものである。この違法性は、違法性があるものとして記載された行為を行うことで完遂する¹¹⁷。
- b. 実質的違法性とは、望まない（禁じられている）結果に重点を置いたものである。この違法性は、望まない行為が起きた場合にはじめて完遂する。

例：

皮革企業は、廃棄物を川に廃棄せず、事前に濾過を行うよう地方政府が育成及び監督を行わなければならない。しかし、企業が廃棄物の濾過を行わないで住民に損失をもたらしてしまった。

¹¹⁷ スダルト、「刑法 1」（スマラン、ヤヤサン・スダルト、2018 年） 7 ページ

上述の例に基づき、行政上の違反にまずは罰則を適用することができるようにするために実質的違法性を用いなければならない。したがって、濾過を行わないで川に廃棄物を投棄した皮革企業は、その廃棄物の投棄が住民に損失を招いた場合に罰することができる。

しかし、形式的違法性を用いてしまうと、住民に損失を招いていなくても、川に廃棄物を投棄して川を黒くしてしまった企業を罰することができてしまう。

実質的違法性は階層的に形式的違法性にしていくことが可能である。

同じ行為に対して二重の処分は認められることから、行政処分か刑事罰のどちらかにすることが推奨される。ただし、刑事罰は最終手段としなければならない。法令の制定者は、少なくとも上記の基準を判断した上で処分の適用を考える必要がある。

問 187

条例の刑事処分の量刑及び種類をどのように作成すればよいか？

答:

基本的に、条例の刑事規定には最長 6 ヶ月の禁錮又は最高 Rp50.000.000,00 (五千万ルピア)の罰金刑の規定により刑事規定を記載することが可能である¹¹⁸。また、条例には、その他の法令の定めに基づく禁錮又は罰金刑¹¹⁹、当初の状態に戻す形での処分及び行政処分を記載することが可能である¹²⁰。

刑事処分の量刑及び種類の作成は、公平感すなわち正当化されている人権に直接関係する自由の喪失又は権利に対し負荷を課す政策と切り離すことができない。

- 公平感は、一般的には下記の利害を含む、行為と行為によって生じる結果との間の合理性及び釣り合いを考慮して実施する:
 - 精神 (*even*)
 - 身体 (*lijf*)

¹¹⁸ インドネシア、「法令の制定に関する法律」第 15 条（2）項及びそれに関連する「地方政府に関する 2014 年法律第 23 号」第 238 条（2）項

¹¹⁹ インドネシア、「法令の制定に関する法律」第 15 条（3）項及びそれに関連する「地方政府に関する 2014 年法律第 23 号」第 238 条（3）項

¹²⁰ インドネシア、「地方政府に関する 2014 年法律第 23 号」第 238 条（4）項

3. 尊厳 (*eer*)
 4. 自由 (*vrijheid*)、及び
 5. 財産(*vermogen*)
- b. 例えば、増え続ける個人の諸権利等、社会における（国内外の）法の発展も追加する。

刑事罰を与える規範は、義務又は禁止について記載した規範の後に配置しなければならない。刑事規定が別の条に準拠する場合、刑事規定の要素を完全に準拠していかなければならない。法の執行者は、禁止されている行為ではなく刑事規定に基づき逮捕を行わなければならないためである。

禁止規範又は命令規範は基本的内容の中に定めることが可能であり、刑事規定に関する内容の章には、犯罪行為の要件及び刑について改めて完全にまとめた禁止規範又は命令規範を定めることが可能である。

不適切な例:

第...条

第 8 条及び第 9 条の規定に違反する各人は、最長 6 ヶ月の懲役又は最高 Rp50.000.000,00 (五千万ルピア)の罰金刑が適用される。

適切な例:

第...条

第 8 条に規定の用途に応じない道路及び道路施設の利用をする各人には最長 6 ヶ月の懲役又は最高 Rp50.000.000,00 (五千万ルピア)の罰金刑が適用される。

第...条

第 9 条に規定の所定の停止場所以外で自動車を待機又は乗り降りする自動車利用者各人には最長 6 ヶ月の懲役又は最高 Rp50.000.000,00 (五千万ルピア)の罰金刑が適用される。

III.D. 経過規定

問 188

条例の経過規定の内容は何か？

答:

- a. 条例の経過規定には、新たな条例に対して旧条例に基づき既にある「法的行為」、「法的関係」又は「法的効果」の規制の調整について記載する。
- b. その調整には「一時猶予」及び「遡及適用」の形での「一時適用除外」を記載可能である。

問 189

条例の経過規定の作成の目的又は理由は何か？

答:

経過規定の作成の目的又は理由は下記の通りである：

- a. 法の空洞化を避ける。
- b. 法の確実性を保証する。
- c. 法令の規定の改正の影響を受ける者に法的保護を与える、及び
- d. 経過的又は暫定的性質の事項を定める¹²¹。

問 190

どういう法的行為、法的関係又は法的効果を条例の経過規定で記載可能か？

答:

経過規定は、旧条例で定める法的行為、法的関係又は法的効果を新条例の公布時点ですぐに同じく適用できないためにこれを必要とする。

経過規定に記載が可能な法的行為、法的関係又は法的効果は、許認可、承認、登録、契約、書類、職員のステータス、資産、組織及び業務手順の規制を含む組織名の変更、再編成、組織廃止、組織合併、期間、行政の法的行為、人事のステータス、行政の行為等がある。

1. 許認可に関する経過規定の例

例 A:

「工業許可に関する 2015 年コタ・バル県条例第 17 号」

¹²¹ インドネシア、「法令の制定に関する法律」付属書類 II127 号

第 26 条

本条例施行時点において、本条例施行以前に発行された工業許可（IUI）、工業登録証（TDI）及び工業拡張許可は有効期間終了まで引き続き有効とする。

例 B:

「ビル構造物に関する 2013 年パダン・パンジャン市条例第 4 号」

第 130 条

本条例の施行により、ビル構造物実施に関連する全ての施行規則は本条例に反しない限り引き続き有効である。

第 131 条

本条例の施行により:

- a. 地方政府が発行済みのビル構造物建設許可は引き続き有効、及び
- b. 地方政府からビル構造物建設許可をまだ取得していないビル構造物は、3 年以内にビル構造物建設許可を保有しなければならない。

第 132 条

本条例の施行により、本条例施行前に建設済みのビル構造物は 5 年以内に機能適正認証を保有することが義務付けられる。

例 C:

「許認可及び許認可以外の実施に関する 2018 年タングラン県条例第 1 号」

第 29 条

本条例の施行時点において、本条例施行前に発行された全ての許可及び許認可以外はその終了まで引き続き有効である。

第 30 条

本条例の施行時点において、本条例施行前に申請した許認可及び許認可以外の申請は、本条例施行前の法令の規定に基づき処理を行う。

第 31 条

本条例の施行時点において、既にある許認可及び許認可以外の施行規則は本条例に反しない限り引き続き有効である。

例 D:

「妨害許可に関する 2016 年パダン市条例第 5 号」

第 28 条

本条例施行前に人又は団体に対し供与した全ての妨害許可は、事業を実施している間及び/又は妨害許可に基づき、引き続き有効である。

2. 承認に関する経過規定の例

「ビル構造物及び建設許可に関する 2019 年ボゴール市条例第 2 号」

第 175 条

- (1) 本条例施行前に許認可を取得済みのビル構造物は、その許可については引き続き有効である。
- (2) ...
- (3) ...

3. 登録に関する経過規定の例

例:

「観光業登録に関する 2019 年チマヒ市条例第 9 号」

第 38 条

- (1) ...
- (2) (1)項に規定の観光業恒久許可を保有する観光事業者は、本条例決定から 1 年以内に観光事業登録申請を行い、観光業登録証（TDUP）を保有することが義務付けられる。

4. 契約に関する経過規定の例

例 A :

「地方の協力に関する 2011 年クニン県条例第 8 号」

第 33 条

本条例の決定により、すでに存在し実施中の地方の協力は協力期間終了まで引き続き有効である。

例 B :

「地方の協力実施に関する 2019 年中部ジャワ州条例第 12 号」

第 53 条

本条例施行前に共同署名がなされている地方と他の地方の協力（KSDD）、地方と第三者の協力（KSDPK）、地方と外国機関との協力（KSDL）及び地方と外国地方政府との協力（KSDPL）は、協力終了まで引き続き有効である。

5. 職員のステータス、資産、組織及び業務手順の規制を含む再編成、組織廃止、組織合併及び期間に関する経過規定の例

例 A :

「地方政府の部局等の組織に関する 2014 年ジャカルタ特別州条例第 12 号」

第 194 条

本条例施行時点において、地方政府の部局等の組織に関する 2008 年条例第 10 号に基づく職員、資金調達、装備及び文書に関する規定は本条例に基づく職員、資金調達、装備及び文書の整備が実施されるまで引き続き有効である。

例 B :

「スラバヤ市地方政府の部局等の設立及び構成に関する 2016 年スラバヤ市条例第 14 号」

第 11 条

本条例で定める地方政府の部局等の基本任務及び機能の実施は、2017 年 1 月 2 日から実施する。

第 12 条

本条例施行時点において、本条例施行前に既にあった部局の技術機関の技術機関は本条例に基づく新たな部局の技術機関が設立されるまでの間引き続きその任務及び機能を実施する。

第 13 条

本条例公布前に、組織構成及び業務手順に基づき設立され、現在、国家統一、政治及び国民保護分野の行政を実施している地方政府の部局等は、本条例に基づき設立される災害対策及び住民保護庁に属する住民保護分野の行政を除き、一般行政実施に関する法令が公布されるまでの間、引き続きその任務を実施する。

6. 行政の法的行為に関する経過規定の例

例:

「公営企業設立指針に関する 2019 年スマラン県条例第 10 号」

第 59 条

- (1) 本条例施行前にすでにある公営企業（BUMD）は、本条例に基づき法人形態を調整する義務を負う。
- (2) (1)項に規定の公営企業で保有株式が 51%を下回る場合、51%以上に保有株式を調整することが義務付けられる。

7. 職員に関する経過規定の例

例:

「西カリマンタン州地方政府の文民捜査官に関する 2013 年西カリマンタン州条例第 2 号」

第 34 条

本条例施行の時点において、地方公務員としてのステータスを有する地方政府の全ての中央文民捜査官（PPNS）は、本条例公布日から 1 年以内に地方文民捜査官にステータスを移行することが義務付けられる。

8. 財務権に関する経過規定の例

例:

「地方議会議長団及び議員の財政及び行政権に関する 2017 年北カリマンタン州条例第 4 号」

第 29 条

- (1) ...
- (2) 本条例施行後に宣誓を行った地方議会議長団及び議員の財政及び行政権は、宣誓 1 ヶ月後に供与される。

III.A. 結びの規定

問 191

結びの規定に記載するのはどのような規定か？

答:

結びの規定には一般に下記に関する規定を記載する¹²² :

- a. 法令を実施するための部局等又は機関の指名
- b. 法令の簡潔な名称
- c. 既存の法令のステータス、及び
- d. 法令施行開始時点

a.から d .の規定の他に、結びの規定には法令の施行規則の決定期間を定めた規定を記載することも可能である。

例:

「州配送センターに関する 2020 年西ジャワ州条例第 1 号」

第 13 章

結びの規定

第 38 条

本条例の施行規則は、本条例決定から 1 年以内に決定しなければならない。

問 192

新たな条例の適用によって既存の条例が廃止となる規定に関する結びの規定の作成はどのよ

¹²² 同書付属書類 II137 号

うにすればよいか？

答:

- a. 新たな条例の内容が既存の条例の内容の一部又は全体の改正又は廃止及び新法令の制定を招き廃止となる場合、新たな条例には旧条例の内容の全体又は一部の廃止に関して明確に規定しなければならない¹²³。
- b. 公布され施行している条例の廃止の場合、「廃止無効となる（dicabut dan dinyatakan tidak berlaku）」のフレーズを使う。

例:

「2024 年中部ジャワ州知事及び副知事選挙留保金設定に関する 2021 年中部ジャワ州条例第 7 号」

第 11 章
結びの規定
第 13 条

本条例施行時点において、「2018 年中部ジャワ州知事及び副知事選挙留保金設定に関する 2014 年中部ジャワ州条例第 14 号」（中部ジャワ州地方官報 2014 年第 14 号、中部ジャワ州地方官報補遺第 72 号）は廃止無効となる。

問 193

条例は他の条例又は当該地方の地方首長規則を廃止することは可能か？

答:

- a. 条例は、同等又は上位条例を通じてのみ廃止が可能である¹²⁴。

例 1. 条例の廃止:

「ペトロ・エネルギー中部ジャワ公社に関する 2020 年中部ジャワ州条例第 2 号」:

¹²³ 同書付属書類 II143 号

¹²⁴ 「法令の制定に関する 2011 年法律第 12 号の 2 度目の改正に関する 2022 年法律第 13 号」により改正された「法令の制定に関する 2011 年法律第 12 号」付属書類 II158 号

第 53 条

本条例施行時点において、「サラナ・パトラ・フル・チエブ株式会社に関する 2013 年中部ジャワ州条例第 15 号」（中部ジャワ州地方官報 2013 年第 15 号、中部ジャワ州地方官報補遺第 60 号）は廃止無効となる。

- b. より上位の条例を通じた条例の廃止は、そのより上位の条例が、廃止される下位条例の内容の全て又は一部を再度取り込むことを意図したものである¹²⁵。廃止される条例が複数の場合、詳細を箇条書きの形でまとめる¹²⁶。

例 2. 複数の条例の廃止:

「中部ジャワ州条例廃止に関する 2021 年中部ジャワ州条例第 8 号」:

第 1 条

本条例施行時点において:

- a. 「運輸及び通信の実施に関する 2003 年中部ジャワ州条例第 19 号」（中部ジャワ州地方官報 2003 年第 131 号）
b. 「運輸及び通信の実施手数料に関する 2013 年中部ジャワ州条例第 14 号」（中部ジャワ州地方官報 2003 年（日本語訳注：原文ママ。）第 112 号）
- は廃止無効となる。

問 194

制定の根拠となっている（委任）法令が取り消されているが、法令は引き続き有効と表明されている施行規則の法的ステイタスに関する規定をどのように作成すればよいか？

答:

「本条例の規定に反しない限り引き続き有効である（dinyatakan masih tetap berlaku sepanjang tidak bertentangan dengan ketentuan dalam perda ini）」のフレーズを用いる¹²⁷。

例:

「運輸実施に関する 2020 年中部ジャワ州条例第 1 号」:

¹²⁵ 同書付属書類 II224 号

¹²⁶ 同書付属書類 II147 号

¹²⁷ 同書付属書類 II282 号

第 217 条

本条例施行時点において、「中部ジャワ州における運輸の実施に関する 2013 年中部ジャワ州条例第 8 号」（中部ジャワ州地方官報 2004 年第 8 号、地方官報補遺第 54 号）の全ての施行規則は、本条例の規定に反しない限り、引き続き有効である。

問 195

結びの規定に条例又は地方首長規則でさらに規制を行うための権限の委任に関する規定を記載することはできるか？

答:

結びの規定の中で条例又は地方首長規則への規制を行うための権限の委任に関する内容を記載することはできない。

条例又は地方首長規則への規制を行うための権限の委任に関する規定は、基本的内容を記載した章、部、節又は条に記載する。

結びの規定には一般に下記に関する規定を記載する：

- a. 法令を実施するための部局等又は機関の指名
- b. 法令の簡潔な名称
- c. 既存の法令のステータス、及び
- d. 法令施行開始時点

1. 法令を実施するための部局等又は機関の指名の形での結びの規定の例

第...条

本条例は、カブアス・フル県文化観光局が実施する。

2. 法令の簡潔な名称の形での結びの規定の例

第...条

本条例は、グルバン・マルハマ（日本語訳注：社会開発運動の略称）に関する条例と称することが可能である。

3. 既存の法令のステータスに関する結びの規定の例:

中部ジャワ州ティルタ・ウタマ水道公社の地方公社への法的形態の変更に関する

2021 年中部ジャワ州条例第 3 号

第 55 条

本条例施行時点において、「中部ジャワ州ティルタ・ウタマ水道公社に関する 2012 年
中部ジャワ州条例第 7 号」（中部ジャワ州地方官報 2012 年第 7 号、中部ジャワ州
地方官報補遺第 43 号）は廃止無効となる。

4. 法令施行開始時点に関する結びの規定の例 :

「中部ジャワ州における創造経済振興に関する 2021 年中部ジャワ州条例第 5 号」

第 66 条

本条例は公布の日から施行となる。

問 196

条例は当該法令で再度記載予定の規制的な性質の他の条例を廃止することが可能か？

答:

条例はその法令に再度記載予定の規制的な性質の条例を廃止することが可能である。

また、基本的に条例は同じ地方の他の条例又は地方首長規則を廃止する。ただし、地方首長決定の形式での地方の法令は条例により廃止される。これはその地方決定の内容が規制的な性質のためである。

例:

第...条

本条例施行時点において:

- a. 「...に関する...年州条例第...号」（...州官報...年第...号、...州官報補遺...年第...号）、及び
- b. 「...に関する...年州知事決定第...号」
は廃止無効となる。

問 197

条例は遡及適用が可能か？

答:

基本的に条例は遡及適用、すなわち公布時点より早い適用を定めることができない¹²⁸。

ただし、遡及適用を行う強い理由がある場合、下記の事項に留意が必要である：

- a. すでに存在する特定の法的行為、法的関係及び法的効果に対する遡及適用規定の影響の詳細を経過規定に盛り込む、及び
- b. 条例施行開始時点は、条例案が地方立法計画に記載された時等、住民がその条例案を把握し始めた時点よりも前にならないよう定める¹²⁹。

IV. 結び

問 198

条例の結びの部分に記載する事項は何か？

答:

条例の結びに記載する事項は下記の通りである：

- a. 公布及び地方官報への条例の記載の命令
- b. 条例の決定の署名
- c. 条例の決定、及び
- d. 結びの終わり¹³⁰

例:

「教育の実施に関する 2016 年南スラウェシ州条例第 2 号」：

全ての人に知らしめるため、本条例の公布を南スラウェシ州官報に記載することを命じる。

2016 年 3 月 17 日、マカッサルにて決定

南スラウェシ州知事

署名

¹²⁸ 同書付属書類 II124 号

¹²⁹ 同書付属書類 II156 号

¹³⁰ 同書付属書類 II160 号

2016 年 3 月 17 日、

マカッサルにて公布

南スラウェシ州

地方官房長

署名

ABDUL LATIF

南スラウェシ州官報 2016 年第 2 号

南スラウェシ州条例登録番号: (2 / 2 /2016)

V. 注釈

問 199

条例の注釈には何を記載するのか？

答:

条例の注釈に記載する事項は下記の通りである:

- a. 一般注釈、及び
- b. 条項ごとの注釈¹³¹

問 200

条例の一般注釈には何を記載するのか？

答:

条例の一般注釈には、下記の事項に関する系統的な記述を行う:¹³²

- a. 考慮事項に簡潔に記載されている、条例の考え方の背景、作成の意図及び目的、並びに
- b. 条例本文に含まれる原則、目的又は基本的内容

¹³¹ 同書付属書類 II181 号

¹³² 同書付属書類 II183 号

一般注釈は、考慮事項に記載された法令の制定の主な意図及び目的に関連する追加的記述をすることが目的である。また、法令を定める際に用いられ指針としている法の原則又はその他特別な原則も記載する。さらに、内容の範囲に関して条例利用者に情報を提供し、条例の規制の方向性に関する概要を示すために、その条例で定める基本的内容についても記載する。

問 201

条例の一般注釈の書式はどのようにになっているか？

答:

「法令の制定に関する 2011 年法律第 12 号」付属書類 II は、条例の一般注釈の作成の標準的書式を特に定めてはいない。

しかし、より明確にする場合には一般注釈の部分にアラビア数字で番号を付けることを可能としている¹³³。

例:

I. 一般

1. 考えの根拠

...

2. 地域の区割り

...

3. 行政実施の諸原則

...

4. 自治地域

...

5. 行政地域

...

6. 監督

...

¹³³ 同書付属書類 II 184 号

上記書式以外に、一般注釈は、考慮事項に記載されている考え方の背景、条例作成の意図及び目的、原則及び条例本文に含まれる基本的内容を詳しく記載するために、段落ごとの文章の記述の形で分類して作成される。

例:

「2021–2041 年の東カリマンタン州の沿岸及び小島地域区画計画に関する 2021 年東カリマンタン州条例第 2 号」の注釈

I. 一般

A 州の沿岸、海洋及び小島地域は、珊瑚、海藻、マングローブ林、鉱物、水産物及び保護地区のように生産的な天然資源を提供している。また沿岸及び小島は海洋ツーリズムの促進が可能な美しい自然があるため、多くの環境サービスを提供している。しかし、これまでの政府の配慮及び政策が陸に、より向けられていたことから、それら沿岸及び小島地域のポテンシャルの利用が最適には行われてこなかった。

鉱業、プランテーション、住宅地、農業、港湾及び水産業活動向けに用地転換して人間が上流地域で行なってきた活動、活発な海運活動または違法漁業により、沿岸地域及び海の生態系の劣化及び汚染が起こっている。A 州地域空間整備計画（陸部）の立案を行う上で海洋地域のポテンシャルまたは影響をまだ統合化できていない。

一方、沿岸地域は陸海空の様々な生活面が交わるエリアであり、沿岸地域の形は、風化とそれら 3 つの側面の開発プロセスのバランスによるものである。これまで東カリマンタン州の沿岸及び海洋地域並びに小島の開発は様々なメリットをもたらしただけでなく、開発の継続性を脅かしうる（生態系や生息地の汚染、劣化等の）生態学的な問題や社会文化的な問題も引き起こしている。沿岸、海洋及び小島地域の開発計画並びにその実施は、これまでセクターごとに実施されており、それらの地域の空間利用においてセクターの利害が衝突しうるような様々な機関の利害の衝突を招いてきたことも認識しなければならない。

そのため、沿岸、海洋及び小島地域の管理が、住民の願望、住民参加、国内の法規範に基づく国民の価値観に留意しつつ、統合的で、持続可能で、グローバルな視野を入れて管理することができるよう各種セクターの計画の調整を行う能力が地方政府に必要である。国家レベルにおいて、沿岸及び小島の資源管理政策は法律及び実施指針の中すでに定められており、沿岸及び小島を有する各地方も同様である。

「沿岸及び小島地域管理に関する 2007 年法律第 27 号」及びそれに関連する「沿岸及び小島地域管理に関する 2014 年法律第 1 号」は、資源の種類、位置及び経済的価値を把握し、沿岸及び小島地域の資源の開発に対する現地の生態適合性を把握するために有益な計画活動を行うための法的基盤となっている。第 7 条（3）項には、地方政府は各自の権限に基づき沿岸及び小島地域区画計画(RZWP-3-K)を作成する義務があると規定し、また第 9 条（5）項では、RZWP-3-K は条例により決定する、と定められている。

この政策は、「海洋に関する 2014 年法律第 32 号」で支持されており、第 13 条の中で、海洋開発は、国益に基づき、独立し、進歩し、強い島嶼国家としてのインドネシアの実現のための国家開発の一部として実施する、その 1 つとして、海洋空間の管理及び海洋環境保護政策の作成及び実施を行うと定めている。

これに基づき、A 州地方政府は、住民福祉の向上のための資源の活用における人間の交流及び持続可能な自然プロセスに関する計画、管理、監督及び制御活動を範囲とする東カリマンタンの沿岸及び小島地域開発におけるセクター横断型の政策の方向性を記載した法的手段として、2021－2041 年 A 州沿岸及び小島地域区画計画条例案の作成が必要である。

条例があることで、各段階において次の段階に進むための基盤を構築し、社会文化、経済及び環境の側面における持続可能性をベースとした各種資源の活用及び管理を行うために全てのステークホルダーに法的確実性を提供できるのである。長期開発は、沿岸及び小島地域の全ての社会層にとって質が高く、発展し、豊かな開発プロセス及び成果を保証できる。できる限りの均衡を保証した開発の促進をしていく上の持続可能性は、良質で構造化された人材及び発展したインフラによって支えられる。これは行政のガバナンスにより支えられ、生活の各活動において環境を視野に入れた科学技術を適用することにより実施していく。

問 202

条例の一般注釈内で準拠している他の法令又はその他の文書の出典に関する説明をどのように記載したらよいか？

答：

一般注釈内に他の法令又はその他の文書への準拠を記載する場合、出典に関する説明を加える¹³⁴。

¹³⁴ インドネシア、「法令の制定に関する法律」付属書類 II185 号

他の法令の準拠は法令のタイトルを不備なく述べる。

他の文書の準拠は、脚注の形で出典を記載することでこれを実施する。ここでいう他の文書とは憲法裁判所判決、国際条約等のことである。

例 1：

「東カリマンタン州地方政府の部局等の設立及び構成に関する 2016 年条例第 9 号の改正に関する 2021 年東カリマンタン州条例第 1 号」一般注釈には、法令を準拠していくつかの事項が述べられている：

I. 一般

「地方政府に関する 2014 年法律第 23 号」第 212 条に基づき、地方政府の部局等の設立及び構成は条例で決定する。

情報通信分野の行政を行う地方政府の部局等、すなわち東カリマンタン州情報通信局の組織構成、任務及び機能、業務手順の改正提案の 1 つは、州及び県/市の情報通信局の組織の設立、組織構成、任務及び機能、業務手順に関する詳細な規定は条例で定めると規定している「情報通信分野の地方政府の部局等の名称指針に関する 2016 年情報通信大臣令第 14 号」第 20 条に基づいたものである。

「地方政府の部局等に関する 2016 年政令第 18 号」第 3 条（1）項及び第 4 条を指針とすると、地方政府の部局等の設立は条例で定めるとする一方、地方政府の部局等の地位、組織構成、任務及び機能、業務手順に関する規定は地方首長規則で定めるとされている。

例 2：

「気候変動適応及び緩和に関する 2019 年東カリマンタン州条例第 7 号」一般注釈には国際条約に準拠して複数の事項が述べられている：

I. 一般

「1945 年憲法」第 28 A 条には、「各人は生きる権利並びに生存及び生活を守る権利を有する。」と定められている。つまり、政府は当事者らと共に人類が適正な生活水準で生活できるよう地球の収容力を維持していくのである。さらに「1945 年憲法」第 28 H 条（1）には、「各人は心身ともに豊かな生活、居住及び良質で健康的な環境を得る権利並びに医療サービスを受ける権利を有している。」と定められている。

東カリマンタンの気候変動管理は、良質な環境を得ることを各国民に保証する上での政府の取り組みの1つである。それらの条は、1945年憲法が原則として例外なく全ての国民のために良質で健康的な生存及び生活を保証するという明確かつ具体的な定義を与えている。その保証があることで、法哲学的に、国家行政を行う機関としての政府、特に東カリマンタン州地方政府が法的に環境及びその生態系について定める必要があることを示している。

気候変動に適応するための最良の選択肢は、より持続可能な開発形態への移行である。国連環境開発会議が1992年にブラジルのリオデジャネイロで発出した各種文書には、持続可能な開発の主要4原則が示されている。その内容は下記の通りである：

1. 世代間衡平性 (*Intergenerational Equity*)
2. 世代内衡平性 (*Intragenerational Equity*)
3. 予防原則 (*Precautionary Principle*)
4. 環境費用及びインセンティブの仕組みの内部化

問 203

条項ごとの注釈で留意が必要な事項は何か？

答：

条項ごとの注釈の記載には下記の事項に留意する必要がある：

- a. 本文に規定の基本的内容と矛盾しない。
- b. 本文にある規範の定義を広げたり狭めたり又は追加しない。
- c. 本文に規定の基本的内容を繰り返さない。
- d. 総則に記載済みの単語、用語、フレーズ又は定義の記述を繰り返さない、及び/又は
- e. 委任に関する記述をしない¹³⁵。

条項ごとの注釈は詳細な規則を作成するための法的根拠として利用することもできず、規範を内容とする記載は認められない¹³⁶。なぜなら、注釈は本文内の規範を明確にするためのツールであり、その規範に不明確性を招いてはならないからである。

問 204

一般注釈はどのように作成すればよいか？

¹³⁵ 同書付属書類 II186号

¹³⁶ 同書付属書類 II177号

答:

一般注釈には、考慮事項に簡潔に記載されている考え方の背景、作成の意図及び目的、法令の本文に記載の原則、目的又は基本的内容について系統的に記述する。

一般注釈の作成は考慮事項の数によらず、その数によって区別しない。

問 205

それまでの条、項、及び/又は号と同じ注釈が必要な条、項、及び/又は号の注釈はどのように作成すればよいか？

答:

それまでの条、項、及び/又は号と同じ注釈が必要な条、項、及び/又は号の注釈は、「第...条/...項/...号の注釈を参考のこと。（Lihat penjelasan Pasal .../ayat (...) /huruf ...)」のフレーズを用いて注釈を記述する¹³⁷。

例:

「法的支援の実施に関する A 県条例」

第 2 条

(1) 法的支援は下記を原則として実施する:

- a. 公平性
- b. 法における地位の同等
- c. 人権保護
- d. 透明性
- e. 効率性
- f. 有効性、及び
- g. 説明責任

(2) (1) 項に規定の法的支援の原則に留意する以外に、法的支援の供与は、法における地位の同等の原則を保証するために、全ての貧困住民への法的支援の供与の有効性にも留意すること。

¹³⁷ インドネシア、「法例の制定に関する 2011 年法律第 12 号」及びその改正である「法令の制定に関する 2011 年法律第 12 号の 2 度目の改正に関する 2022 年法律第 13 号」190 a 号

第2条

(1)項

a

.....

b

「法における地位の同等」とは、各人が法の前で同等の権利及び待遇並びに法を尊ぶ義務を有しているという意味である。

c

.....

d

.....

e

.....

f

「有効性の原則」とは、適切な法の供与の目的達成を定めることである。

g

.....

(2)項

(1) 項 b 及び f の注釈を参照のこと。

問 206

注釈内の「削除する。 (dihapus) 」のフレーズはどのように記載すればよいか？

答:

条例の本文の条、項、及び/又は号が削除される場合、当該条、項、及び/又は号は、
(日本語訳注：「削除する」の語の頭文字である) D を大文字で記載し、句点(.)で終
わる書き方で削除についての注釈をする。

例:

「地方政府の部局等の設立及び構成に関する 2019 年条例第 9 号の 2 度目の改正に
関する 2021 年マラン県条例第 1 号」

第 21 条

Dihapus. (削除する。)

問 207

条例の注釈内容は施行規則の本文の規範とすることが可能か？

答:

注釈は、施行規則の本文の規範作成においてレファレンスとして利用することが可能である。

例:

「非金属鉱物及び鉱石税に関する 2010 年バリクパパン市条例第 9 号」注釈:

✓ 第 13 条（2）項の注釈

本規定は、地方税申告書（SPTPD）を利用した納税者による税の計算、算入、納付及び自己申告を行うための自己評価制度を通じた課税手順を定めたものである。

「非金属鉱物及び鉱石に関する 2010 年条例第 9 号の施行規則に関する 2020 年バリクパパン市長令第 24 号」は以下の通り定めている:

第 11 条

- (1) 地方税及び手数料管理機関（BPPDRD）に対して納税者による税の計算、算入、納付及び自己申告を行うための自己評価制度に基づき徴稅を行う。
- (2) 納税者は（1）項に規定の税の計算、算入、納付及び自己申告を行うにあたり、地方税申告書を利用する。

✓ 第 14 条（3）項及び（5）項の注釈:

所定の地方税申告書の報告、税の納付及び払込は税債務が発生又は税務期間が終了してから 15 日を超えない期間と定める。

所定の期日までに地方歳入局に地方税申告書を提出しない納税者への指導の枠組みにおいて、当該納税者には勧告書の供与が可能である。

「非金属鉱物及び鉱石に関する 2010 年条例第 9 号の施行規則に関する 2020 年バリクパパン市長令第 24 号」は下記の通り定めている:

第 3 条

- (3) 税務期間終了から 15 日以内の地方税申告書の提出は、提出期限が休日にあたる場合、翌営業日に提出する。

(4) (3) 項に規定の期限に基づき地方税申告書を提出しない場合、勧告書の発行が可能である。

問 208

各条例には注釈が必要か？

答:

各条例には注釈が必要である。なぜなら、注釈は、本文内の特定の規範に関する条例制定者の公式な解釈である。また、一般的及び複雑な性質の条例の内容で、下記に該当するものについては、正しく実施できるよう又は施行規則により詳細な記述ができるようするために詳細な注釈が必要である:

- a. 地方自治、補佐任務の実施及び地方の特殊な事情に対応するための内容、及び/又は
- b. 上位法令の詳細規定

問 209

条例が付属書類を必要とする場合の規範の作成はどうすればよいか？

答:

条例が付属書類を必要とする場合、当該付属書類は条例と不可分一体のものである旨を本文の規範として示す。

本文での規範としての記載は「...は本条例と不可分一体の付属書類に記載のとおりである。 (... tercantum dalam Lampiran yang merupakan bagian tidak terpisahkan dari Peraturan Daerah ini)」のフレーズを用いる。

例：「地方の法令の制定に関する 2019 年マゲラン市条例第 7 号」

第 25 条

- (1) 条例案のアカデミックペーパーの作成は、アカデミックペーパー作成技術に基づき行う。
- (2) (1)項に規定のアカデミックペーパー作成技術に関する規定は、本条例と不可分一体の付属書類 I に記載の通りである。

VI. 付属書類

問 210

付属書類が複数の部分からなる場合、その付属書類の一部に準拠する場合の書きぶりはどのようにすればよいか？

答:

「法令の制定に関する 2011 年法律第 12 号」は規範内における付属書類の書きぶりの指針を出していないが、通常、付属書類は部の名称を述べることなく記載している。意味を明確にし、理解を容易にするためには、記載の明確性の原則に基づき、本文の規範の部分で付属書類に準拠する部分の名称を述べることが可能である。

例:

第 9 条

（1）項に規定のビル構造物手数料単価及びビル構造物インフラ手数料単価額は、本条例と不可分一体の付属書類 IF に記載の通りである。

例に関する付記:

書きぶりを明確にするために、第 9 条（2）項の規定の規範には、条例の付属書類 IF の部を参照するよう具体的に参照部分を記載している。

B. 特別事項

I. 権限の委任

問 211

規制を行うための権限の委任の規範には何を記載すべきか？

答:

「法令の制定に関する 2011 年法律第 12 号」付属書類 II200 号に基づき、規制を行うための権限の委任は下記を明確に述べなければならない：

- a. 定める内容の範囲、及び
- b. 法令の種類

例: